

島 根 県 報

令和元年 9 月 27 日（金）

号外 第 4 7 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

島根県人事行政の運営等の状況の公表

（人 事 課） 2

公

告

島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年島根県条例第74号）第4条第1号の規定により、次のとおり公表する。

令和元年 9 月 27 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 島根県の給与・定員管理等について

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成31年 1 月 1 日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 29年度の人件費率
平成30 年度	人 686,126	千円 463,359,595	千円 7,927,833	千円 121,301,506	% 26.2	% 25.5

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人 当 たり 給 与 費 B / A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成30 年度	人 12,569	千円 56,292,247	千円 7,933,293	千円 20,202,456	千円 84,427,996	千円 6,717	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成30年 4 月 1 日現在の人数である。

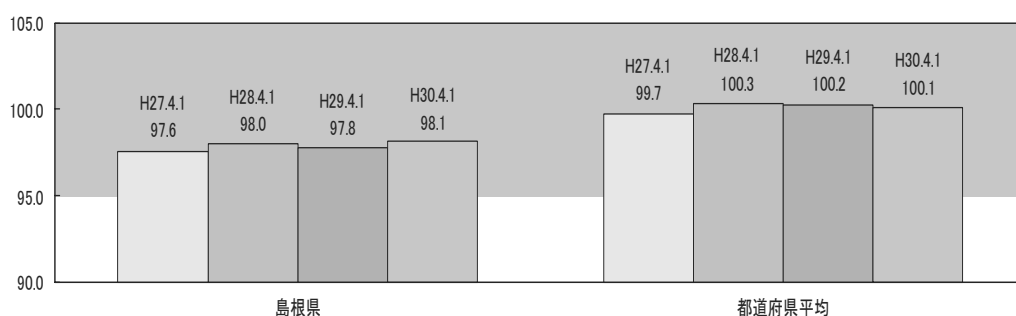
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

ウ 特記事項

特別職の職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例（平成29年島根県条例第7号）に基づき、平成31年 4 月 29 日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給料月額	給料月額を算出基礎とする諸手当 (退職手当を除く。)のはね返り
知事	10%	10%
副知事	8%	8%
常勤の監査委員	6%	6%
病院事業管理者	6%	6%
教育長	6%	6%

エ ラスパイレス指数の状況



(注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

オ 給与改定の状況（平成30年 4 月 1 日実施）

(ア) 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率 (平成30年 4 月 1 日実施)
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
平成30 年度	円 362,163	円 361,618	円 545 0.15%	% 0.15	% 0.15	% 0.16

(注) 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額

をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
平成30 年度	月 4.08	月 4.05	月 0.03	月 0.05	月 4.10	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

カ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

(7) 給料表の見直し

a 給料表の改定実施時期

平成27年 4 月 1 日

b 内容

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均約 2 % (最大約 4 %) 引下げ。激変緩和のため、5 年間 (令和 2 年 3 月 31 日まで) の経過措置 (現給保障) を実施。

(イ) 地域手当の見直し

国と同様に見直しを実施 (島根県内は支給なし)

(ウ) その他の見直し

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施 (平成27年 4 月 1 日実施)

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成31年 4 月 1 日現在)

(7) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	43.2歳	325,409円	399,222円	352,983円
国	一歳	一円	一円	一円
都道府県平均	一歳	一円	一円	一円

(イ) 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	45.7歳	385,073円	437,697円
都道府県平均	一歳	一円	一円

(ウ) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	45.6歳	374,093円	418,332円
都道府県平均	一歳	一円	一円

(エ) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	38.3歳	321,666円	428,350円	348,599円
国	一歳	一円	一円	一円
都道府県平均	一歳	一円	一円	一円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額 (国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じ

ベースで再計算したものである。

イ 職員の初任給の状況（平成31年 4 月 1 日現在）

区 分	島 根 県	国
一般行政職	大 学 卒	181,711円
	高 校 卒	149,432円
高等学校教育職	大 学 卒	203,432円
小・中学校教育職	大 学 卒	203,432円
警 察 職	大 学 卒	211,075円
	高 校 卒	175,376円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31年 4 月 1 日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	257,536円	349,258円	379,321円
	高校卒	222,183円	299,083円	344,116円
高等学校教育職	大学卒	313,915円	395,733円	422,661円
小・中学校教育職	大学卒	314,223円	392,007円	411,925円
警 察 職	大学卒	282,016円	397,359円	423,622円
	高校卒	256,867円	344,454円	387,288円

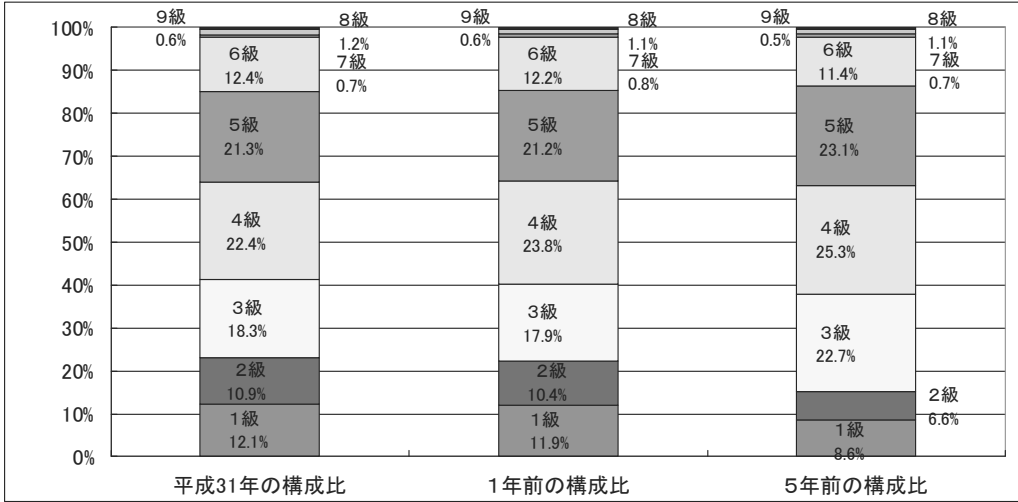
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事、技師	人 447	% 12.1	144,906円	248,986円
2 級	主任主事、主任技師	人 404	% 10.9	195,086円	305,903円
3 級	主任	人 677	% 18.3	231,288円	351,960円
4 級	企画員	人 828	% 22.4	264,472円	383,133円
5 級	グループリーダー	人 788	% 21.3	290,517円	395,200円
6 級	課長	人 459	% 12.4	320,987円	412,497円
7 級	課長	人 25	% 0.7	364,932円	447,391円
8 級	次長	人 44	% 1.2	410,385円	471,224円
9 級	部長	人 22	% 0.6	460,967円	530,454円

(注) 1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

2 「職員数」は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）に基づく給料表の級区分による職員数である。



イ 昇給への人事評価の活用状況（島根県）

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成31年度		平成31年度	

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島根県	国
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,469千円	—
（平成30年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.70月分 (1.25)月分 (0.90)月分	（平成30年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20％ 管理職加算 15～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20％ 管理職加算 10～25％

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（島根県）

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

イ 退職手当（平成31年 4 月 1 日現在）

島 根 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額					
2,159千円			21,873千円		

（注） 「1人当たり平均支給額」は、平成30年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

ウ 地域手当（平成31年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（平成30年度）			58,813千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）			625,673円
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20%	27人	20%
大阪府大阪市	16%	9人	16%
愛知県名古屋市	15%	2人	15%
京都府京都市	10%	1人	10%
広島県広島市	10%	11人	10%
広島県呉市	4.4%	3人	0%
広島県尾道市	4.4%	1人	0%
岡山県岡山市	3%	1人	3%
上記以外の市町村	0%	12,517人	0%
医師・歯科医師	16%	34人	16%
平均支給率		15.7%	15.5%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			98.1 (98.1)

（注） 1 広島県呉市の3人及び同県尾道市の1人の計4人は、地方自治法第252条の17の規定に基づく自治法派遣者であり、派遣協定に基づき広島県の関係規定により地域手当を支給している。

2 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給した

と仮定した場合の加重平均の支給率である。

- 3 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出）

エ 特殊勤務手当（平成31年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成30年度）		607,566千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）		83,675円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）		57.6%
手当の種類（手当数）		58
代表的な手当の名称	支給職員数の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当（警察業務）
		死体取扱手当
		交通捜査取締手当
	支給額の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当（警察業務）
		警ら手当
		漁獲手当

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度）	2,681,038千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）	509千円
支給実績（平成29年度）	2,616,169千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度）	502千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成31年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成30年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、行政職給料表8級以上職員（相当職を含む。）の場合の配偶者及び父母等の支給額は、3,500円	同じ	—	千円 1,584,547	円 251,196
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃－12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円＋1/2×（家賃－23,000円）	同じ	—	千円 720,292	円 274,188
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 1,184,772	円 107,726

	自動四輪車以外の場合は半額				
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	千円 285,840	円 440,431
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 80,357	円 1,317,333
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 939,469	円 666,763
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特設公署に勤務する職員に支給 支給額（特設公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	千円 183,611	円 443,505
特勤手当に準ずる手当	特設公署又は準特設公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	千円 81,757	円 197,482
へき地手当	へき地学校等に勤務する教職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×4%～25%			千円 322,158	円 354,409
へき地手当に準ずる手当	へき地学校、へき地学校に準ずる学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×2%～4%			千円 41,467	円 147,568
定時制通信教育手当	高等学校で定時制又は通信制の課程の教育に従事する教育職員に支給（実績に基づき支給） 支給額 定時制（夜間） 1日 900円 通信制（日曜日） 1日 2,400円			千円 10,590	円 116,375
産業教育手当	高等学校の農業、水産又は工業に関する実習授業等に従事する教育職員に支給（実績に基づき支給） 支給額 実習を伴う授業 授業1時間 300円 週休日等に行われる業務 1日 600円又は1,200円			千円 21,398	円 85,937
義務教育等教員特別手当	小・中・高・特別支援学校に勤務する教育職員に支給 最高支給限度額 8,000円			千円 489,239	円 64,929
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 191,260	円 87,413
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 60,911	円 69,138
宿日直手当	支給額（勤務1回につき） 2,200円～30,000円	同じ	—	千円 416,053	円 179,179
管理職	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等によ	同じ	—	千円	円

員 特 別 勤 務 手 当	り勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合 6,000円～ 18,000円） 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した 場合 支給額（勤務1回につき） 2,000円～6,000円			10,102	29,452
農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	農・林・水産業等に関する専門の事項について、 調査研究を行う職員並びに技術及び知識の普及指 導を行う職員に支給 支給額 給料月額×6/100			千円 31,090	円 222,072
災 害 派 遣 手 当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方 公共団体等から派遣された職員に支給 支給額（1日につき） 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし
武 力 攻 撃 災 害 等 派 遣 手 当	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措 置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派 遣された職員に支給 支給額（1日につき） 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし
新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 緊 急 事 態 派 遣 手 当	新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため 国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に 支給 支給額（1日につき） 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし

(5) 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等		
給	知	事	1,116,000円 (1,240,000円)		
料	副	知 事	892,400円 (970,000円)		
報	議	長	940,000円		
酬	副	議 長	820,000円		
	議	員	760,000円		
期	知	事	(平成30年度支給割合)		
末	副	知 事	3.20月分		
手	議	長	(平成30年度支給割合)		
当	副	議 長	3.20月分		
	議	員			
退			(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
職	知	事	124万円×在職月数×0.494	2,940.29万円	任期毎
手	副	知 事	97万円×在職月数×0.349	1,624.94万円	任期毎
当	備	考	知事について10%、副知事については5%のカットを実施		

(注) 1 「給料」及び「報酬」の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 「退職手当」の「(1期の手当額)」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人)(各年4月1日現在)

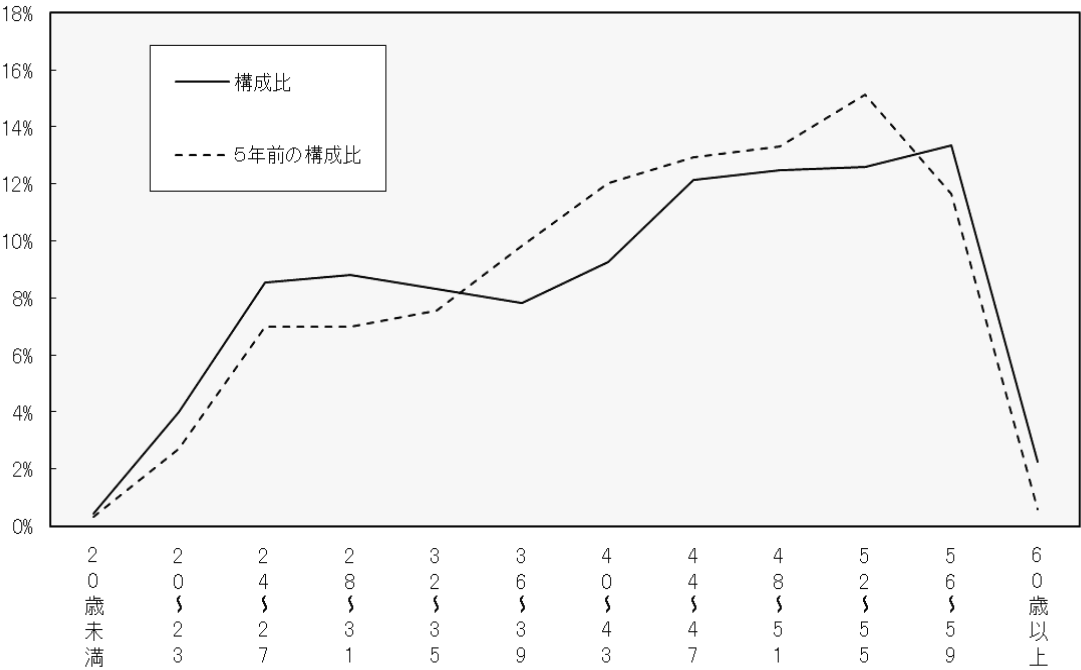
区 分			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
部 門			平成31年	平成30年		
	一	議 会	21	21	0	スポーツ行政一元化等による増
		総 務	521	505	16	

普 通 会 計 部 門	般	税 務	108	110	▲ 2	各種計画策定等による業務増
	民 生		241	241	0	
	行 衛 生		465	460	5	
	政 労 働		52	52	0	
	農林水産		908	907	1	
	商 工		186	182	4	
	部 土 木		786	790	▲ 4	
	計					
	門		3, 288	3, 268	20	(参考：人口10万人当たり職員数 473. 54人)
	教育部門		7, 451	7, 470	▲ 19	生徒数減による学級数の減少
公 営 企 業 計 等 部 門	警察部門		1, 835	1, 831	4	
	小 計		12, 574	12, 569	5	(参考：人口10万人当たり職員数1, 810. 90人)
	病 院		1, 162	1, 114	48	看護師等の増
	水 道		20	20	0	
公 営 企 業 計 等 部 門	下水道		20	19	1	
	その他		81	79	2	
	小 計		1, 283	1, 232	51	
合 計			13, 857 [15, 248]	13, 801 [15, 271]	56 [▲ 23]	(参考：人口10万人当たり職員数1, 995. 67人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

イ 年齢別職員構成の状況（平成31年 4 月 1 日現在）



区 分	20歳未満	20歳～22歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
-----	-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-------	---

職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	58	553	1,185	1,221	1,155	1,084	1,283	1,681	1,731	1,746	1,850	310	13,857

ウ 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部門別	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	3,269	3,268	3,239	3,260	3,268	3,288	19 (0.6%)
教育	7,620	7,613	7,605	7,554	7,470	7,451	▲169 (▲2.2%)
警察	1,815	1,817	1,820	1,825	1,831	1,835	20 (1.1%)
消防							
普通会計計	12,704	12,698	12,664	12,639	12,569	12,574	▲130 (▲1.0%)
公営企業等会計計	1,125	1,140	1,154	1,194	1,232	1,283	158 (14.0%)
総合計	13,829	13,838	13,818	13,833	13,801	13,857	28 (0.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

(7) 公営企業職員の状況

ア 企業局

(7) 総括

a 定員適正化目標

平成17年度策定の「企業局経営計画」の中で、平成22年までに10%程削減する計画について達成した。

(4) 水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度の総費用 に占める職員給与費 比率
平成30 年度	千円 1,918,615	千円 35,343	千円 162,653	% 8.5	% 9.3

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成30 年度	人 21	千円 80,826	千円 15,700	千円 30,636	千円 127,162	千円 6,055	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成31年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	43.2歳	333,274円	501,107円
(参考) 一般行政職	43.2歳	335,925円	514,646円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (水 道 事 業)				島 根 県			
1人当たり平均支給額(平成30年度)				1人当たり平均支給額(平成30年度)			
1,459千円				1,469千円			
(平成30年度支給割合)				(平成30年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.40 月分		1.70 月分		2.40 月分		1.70 月分	
(1.25)月分		(0.90)月分		(1.25)月分		(0.90)月分	

(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
役職加算 5～20%	役職加算 5～20%
管理職加算 15～25%	管理職加算 15～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成31年 4 月 1 日現在）

島 根 県 （ 企 業 局 職 員 ）			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額		22,457千円	1人当たり平均支給額		2,159千円 21,873千円

(注) 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、平成28年度から平成30年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成30年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成31年 4 月 1 日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（平成31年 4 月 1 日現在）

支給総額（平成30年度）	487千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）	34,785円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）	66.6%
手当の種類（手当数）	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度）	4,498千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）	237千円
支給実績（平成29年度）	5,782千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度）	289千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（平成31年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成30年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、行政職給料表8級以上職員（相当職を含む。）の場合の配偶者及び父母等の支給額は、3,500円	同じ	—	千円 3,620	円 241,333

住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同 じ	—	千 円 324	円 324,000
通勤手当	交 通 機 関 利 用 者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交 通 用 具 使 用 者 2 キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自 動 四 輪 車 以 外 の 場 合 は 半 額	異 なる	交通用具の区分 及び距離の区分 が異なる。	千 円 2,995	円 166,398
単 身 赴 任 手 当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キ ロ以上の場合加算（距離により5,000円～58,000 円）	異 なる	加算額が異な る（国：距離に より8,000円～ 70,000円）。	千 円 876	円 438,000
初 任 給 調 整 手 当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支 給 支給額(月額) 2,000円～414,800円	異 なる	支給対象及び 支給額が異な る。	実績なし	実績なし
管 理 職 手 当	給料表別・職務の級別・支給区分別 の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特 別調整額とし て支給	千 円 1,627	円 813,600
特 地 勤 務 手 当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署 に勤務する職員に支給 支給額（特地公署異動時の給料及び扶養手当の 月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額 ×1/2）×4%～16%	同 じ	—	実績なし	実績なし
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴 って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2% ～6%	同 じ	—	実績なし	実績なし
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×135/100	異 なる	勤務1時間当 たりの給与額 の算出方法が 異なる。	千 円 729	円 81,035
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×25/100	異 なる	勤務1時間当 たりの給与額 の算出方法が 異なる。	千 円 538	円 89,675
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,200円～30,000円	同 じ	—	実績なし	実績なし
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等によ り勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき）4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合 6,000円～ 18,000円） 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した 場合 支給額（勤務1回につき）2,000円～6,000円	同 じ	—	千 円 5	円 5,000

(ウ) 工業用水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成29年度の総費用に占める職員給与費比率
平成30年度	千円 188,383	千円 13,464	千円 23,261	% 12.3	% 13.7

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成30年度	人 3	千円 9,706	千円 2,970	千円 3,470	千円 16,146	千円 5,382	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成31年 3 月 31 日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	34.9歳	291,588円	450,096円
(参考) 一般行政職	43.2歳	335,925円	514,646円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（工業用水道事業）		島根県	
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,157千円		1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,469千円	
（平成30年度支給割合）		（平成30年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	1.70 月分	2.40 月分	1.70 月分
(1.25)月分	(0.90)月分	(1.25)月分	(0.90)月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成31年 4 月 1 日現在）

島 根 県（企業局職員）				島 根 県			
(支給率)		自己都合		(支給率)		自己都合	
勤続20年		19.6695月分		勤続20年		19.6695月分	
勤続25年		24.586875月分		勤続25年		24.586875月分	
勤続35年		28.0395月分		勤続35年		28.0395月分	
最高限度額		33.27075月分		最高限度額		33.27075月分	
その他の加算措置		39.7575月分		その他の加算措置		39.7575月分	
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		47.709月分		定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		47.709月分	
1人当たり平均支給額		47.709月分		1人当たり平均支給額		47.709月分	
		22,457千円				2,159千円	
						21,873千円	

(注) 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、平成28年度から平成30年度までの間に勧奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成30年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成31年 4 月 1 日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（平成31年 4 月 1 日現在）

支給総額（平成30年度）	435千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）	145,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）	100.0%
手当の種類（手当数）	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度）	316千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）	105千円
支給実績（平成29年度）	317千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度）	106千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成30年度）	支給職員1人当たり平均支給年額 （平成30年度）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、行政職給料表8級以上職員（相当職を含む。）の場合の配偶者及び父母等の支給額は、3,500円	同じ	—	千円 310	円 155,000
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 294	円 294,000
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 325	円 108,400
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特 地 勤	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署	同じ	—	実績なし	実績なし

務 手 当	に勤務する職員に支給 支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%~16%				
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%~6%	同 じ	—	実績なし	実績なし
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異 なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千 円 630	円 209,991
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異 なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千 円 660	円 219,977
宿 日 直 手 当	支給額 (勤務1回につき) 2,200円~30,000円	同 じ	—	実績なし	実績なし
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額 (勤務1回につき) 4,000円~12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円~18,000円) 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額 (勤務1回につき) 2,000円~6,000円	同 じ	—	実績なし	実績なし

(エ) 電気事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成29年度の総費用に占める職員給与費比率
平成30 年度	千円 2,091,770	千円 79,369	千円 513,848	% 24.5	% 23.1

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成30 年度	人 62	千円 243,992	千円 61,326	千円 93,232	千円 398,550	千円 6,428	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成31年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	44.5歳	351,343円	538,685円
(参考) 一般行政職	43.2歳	335,925円	514,646円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (電 気 事 業)	島 根 県
-------------------	-------

1 人当たり平均支給額（平成30年度） 1,504千円	1 人当たり平均支給額（平成30年度） 1,469千円
（平成30年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 1.70 月分 (1.25)月分 (0.90)月分	（平成30年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 1.70 月分 (1.25)月分 (0.90)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成31年 4 月 1 日現在）

島 根 県 （ 企 業 局 職 員 ）			島 根 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 22,457千円			1人当たり平均支給額 2,159千円 21,873千円		

（注）「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、平成28年度から平成30年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成30年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成31年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（平成30年度）		908千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）		908,298円	
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20%	1人	20%

(d) 特殊勤務手当（平成31年 4 月 1 日現在）

支給総額（平成30年度）	1,168千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）	35,393円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）	53.2%
手当の種類（手当数）	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支 給 実 績（平成30年度）	27,440千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）	538千円
支 給 実 績（平成29年度）	19,490千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度）	398千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（平成31年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成30年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）
-----	----------	----------	------------	------------------	-------------------------

					年度)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円 ただし、行政職給料表8級以上職員(相当職を含む。)の場合の配偶者及び父母等の支給額は、3,500円	同じ	—	千円 8,884	円 240,095
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 3,133	円 261,042
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 6,823	円 126,359
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により5,000円～70,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により5,000円～70,000円)。	千円 2,556	円 511,200
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国:俸給の特別調整額として支給	千円 7,702	円 770,160
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特設公署に勤務する職員に支給 支給額 (特設公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特設公署又は準特設公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,424	円 61,901
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,172	円 46,881
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,200円～30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給	同じ	—	千円 116	円 12,889

勤 務 手 当	週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合 6,000円～ 18,000円） 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した 場合 支給額（勤務1回につき） 2,000円～6,000円				
------------	--	--	--	--	--

(イ) 宅地造成事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成29年度の総費 用に占める職員給 与費比率
平成30 年度	千円 201,071	千円 41,707	千円 0	% 0	% 0

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成30 年度	人 2	千円 7,342	千円 957	千円 2,735	千円 11,034	千円 5,517	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成31年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
宅地造成事業	25.5歳	205,494円	303,445円
(参考) 一般行政職	43.2歳	335,925円	514,646円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（宅地造成事業）		島根県	
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,367千円		1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,469千円	
（平成30年度支給割合）		（平成30年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	1.70 月分	2.40 月分	1.70 月分
(1.25)月分	(0.90)月分	(1.25)月分	(0.90)月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成31年4月1日現在）

島 根 県（企業局職員）				島 根 県			
(支給率)		自己都合		(支給率)		自己都合	
勤続20年		19.6695月分		勤続20年		19.6695月分	
勤続25年		24.586875月分		勤続25年		24.586875月分	
勤続35年		28.0395月分		勤続35年		28.0395月分	
最高限度額		33.27075月分		最高限度額		33.27075月分	
その他の加算措置		47.709月分		その他の加算措置		47.709月分	
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		47.709月分		定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		47.709月分	

1 人当たり平均支給額	22,457千円	1 人当たり平均支給額	2,159千円	21,873千円
-------------	----------	-------------	---------	----------

(注) 「島根県（企業局職員）」の「1 人当たり平均支給額」は、平成28年度から平成30年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1 人当たり平均支給額」は、平成30年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成31年 4 月 1 日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（平成31年 4 月 1 日現在）

支給総額（平成30年度）	10千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成30年度）	5,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）	100.0%
手当の種類（手当数）	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度）	842千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成30年度）	421千円
支給実績（平成29年度）	616千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成29年度）	308千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（平成31年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成30年度）	支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成30年度）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、行政職給料表 8 級以上職員（相当職を含む。）の場合の配偶者及び父母等の支給額は、3,500円	同じ	—	実績なし	実績なし
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	実績なし	実績なし
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 105	円 104,980
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により5,000円～	実績なし	実績なし

	円)		70,000円)。		
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特人公署に勤務する職員に支給 支給額 (特人公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特人公署又は準特人公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	実績なし	実績なし
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	実績なし	実績なし
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,200円～30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円) 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 2,000円～6,000円	同じ	—	実績なし	実績なし

イ 病院局

(7) 総括

a 定員適正化目標

今後の医療情勢を踏まえ、より適切な医療を提供するために必要とする職員を、経営状況を勘案しながら適切に確保する。

(1) 病院事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成29年度の総費用に占める職員給与費比率
平成30年度	千円 21,719,314	千円 ▲921,509	千円 9,975,959	% 45.9	% 44.0

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人 当 たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成30 年度	人 1,077	千円 4,315,381	千円 2,511,660	千円 1,549,757	千円 8,376,798	千円 7,778	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成31年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	44.5歳	559,828円	1,475,784円
看 護 師	35.5歳	296,231円	457,712円
事務職員	37.5歳	281,516円	410,145円
(参考) 一般行政職	43.2歳	335,925円	514,646円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 （ 病 院 事 業 ）		島 根 県	
1 人 当 たり 平 均 支 給 額 （ 平 成 30 年 度 ） 1,253千円		1 人 当 たり 平 均 支 給 額 （ 平 成 30 年 度 ） 1,469千円	
（ 平 成 30 年 度 支 給 割 合 ）		（ 平 成 30 年 度 支 給 割 合 ）	
期 末 手 当	勤 勉 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
2.40 月 分	1.70 月 分	2.40 月 分	1.70 月 分
(1.25) 月 分	(0.90) 月 分	(1.25) 月 分	(0.90) 月 分
（ 加 算 措 置 の 状 況 ）		（ 加 算 措 置 の 状 況 ）	
職 制 上 の 段 階、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置		職 制 上 の 段 階、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	
役 職 加 算	5 ～ 20%	役 職 加 算	5 ～ 20%
管 理 職 加 算	15 ～ 25%	管 理 職 加 算	15 ～ 25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成31年4月1日現在）

島 根 県 (病 院 事 業)				島 根 県			
(支給率) 自己都合				(支給率) 自己都合			
勤続20年 19.6695月分				勤続20年 19.6695月分			
勤続25年 28.0395月分				勤続25年 28.0395月分			
勤続35年 39.7575月分				勤続35年 39.7575月分			
最高限度額 47.709月分				最高限度額 47.709月分			
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)				定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			
1 人 当 たり 平 均 支 給 額				1 人 当 たり 平 均 支 給 額			
816千円		20,880千円		2,159千円		21,873千円	

(注) 「島根県(病院事業)」の「1人当たり平均支給額」は、平成30年度に退職した病院事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成30年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支 給 実 績 (平 成 30 年 度)			145,445千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度)			892,301円
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師	16%	144人	0%
県内全市町村	0%	1,018人	0%

(d) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給総額(平成30年度)	356,373千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度)	348,701円

職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)		91.8%
手当の種類(手当数)		13
手当の名称	有害物取扱手当 特殊現場作業従事手当 特殊自動車等運転手当 防疫作業等従事手当 死体取扱手当 精神保健業務手当 夜間特殊業務手当 放射線取扱業務等従事手当 機能回復訓練従事手当 医師手当 病院業務従事手当 航空業務従事手当 浄化槽管理業務従事手当	

(e) 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度)	792,951千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度)	769千円
支給実績(平成29年度)	751,991千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度)	748千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円 ただし、行政職給料表8級以上職員(相当職を含む。)の場合の配偶者及び父母等の支給額は、3,500円	同じ	—	千円 102,870	円 223,146
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 120,348	円 276,029
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 50,111	円 61,411
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により5,000円～70,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により8,000円～70,000円)。	千円 1,356	円 452,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 569,948	円 3,562,177
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～146,400円		国:俸給の特別調整額として支給	千円 40,778	円 886,479
特 地 勤	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署	同じ	—	実績なし	実績なし

務 手 当	に勤務する職員に支給 支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の 月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額 ×1/2) × 4 % ~ 16 %				
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴 って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2 % ~ 6 %	同 じ	—	実績 なし	実績 なし
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×135/100	異 なる	勤務1時間当 たりの給与額 の算出方法が 異なる。	千 円 17,948	円 67,728
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×25/100	異 なる	勤務1時間当 たりの給与額 の算出方法が 異なる。	千 円 77,954	円 115,487
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,200円~30,000円	同 じ	—	千 円 134,415	円 503,425
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等によ り勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 4,000円~12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円~ 18,000円) 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した 場合 支給額(勤務1回につき) 2,000円~6,000円	同 じ	—	千 円 87	円 12,429

(8) 退職者(管理職)の再就職状況

平成30年度末退職者(管理職)の再就職の状況

区分	退職者数	合計	左のうち再就職した者					
			島根県に再就職した者			島根県以外に再就職した者		
			再任用職 員	非常勤嘱 託職員	臨時職員	民間企業 等	国・他の 地方公共 団体	公共的団 体等
一般職員	83	58	27	0	0	23	0	8
教育職員	13	11	8	2	0	1	0	0
警察職員	14	14	0	0	0	11	0	3
計	110	83	35	2	0	35	0	11

(注) 1 「管理職」とは、退職時に課長級以上の職にあった職員

2 「島根県以外に再就職した者」は、令和元年5月31日時点で民間企業等、国・他の地方公共団体及び公共的団体等に再就職したとして届出があった者

3 「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4又は第28条の5の規定により再度任用された者

4 「非常勤嘱託職員」とは、地方公務員法第3条第3項第3号の規定により任用された者

5 「臨時職員」とは、地方公務員法第22条第2項の規定により任用された者

6 「国・他の地方公共団体」へ再就職した者には、国又は他の地方公共団体との人事交流のため退職し、再就職した者は除く。

7 「公共的団体等」とは、公益的法人、社会福祉法人等の民間企業等及び国・他の地方公共団体以外の団体

8 「一般職員」とは、教育職員及び警察職員を除く職員

2 職員の勤務条件等について

(1) 職員の勤務時間

ア 職員の勤務時間（標準）

1 週間の正規 の勤務時間	1 日の正規の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8:30	17:15	12:00~13:00	

（参考） 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）、職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第5号）、職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）及び職員の勤務時間に関する規程（平成4年島根県教育委員会訓令第5号）（知事部局等、教育委員会、警察本部）

イ 休暇の概要

種 類	概 要
年次有給休暇	1 年（※暦年）につき 20 日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20 日を限度として翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めたときは、その療養期間中は有給休暇
私傷病休暇	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合において、任命権者が療養を必要と認めたときは、結核性疾患 1 年、人事委員会規則で定める特定の疾患 180 日、その他の疾患 90 日の期間は有給休暇
夏季休暇	6 月から 10 月までの間に 4 日以内
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な職員は、2 日を超えない範囲内で生理休暇の取得が可能
産前産後休暇	産前：8 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）以内に出産する予定である女子職員が請求した場合 → 出産の日までの請求した期間 産後：女子職員が出産した場合 → 出産日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間
慶弔休暇	本人の結婚：7 日以内 妻の出産：3 日以内 忌引：配偶者 10 日以内、父母 7 日以内（血族）等 父母、配偶者及び子の祭日：年各々 1 日
介護休暇	職員が、親族で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、介護を要する一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は減額
介護時間	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間内において、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で取得可能
特別休暇	特別休暇は、風水震災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊、生後 3 年に達しない子を育てる場合（育児時間）等、特定の事由がある場合に限りて与える

（参考） 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）、職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）、島根県企業局職員就業規程（昭和48年公営企業管理規程第2号）、島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）

ウ 特別休暇の種類（主なもの）

種 類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	5 日以内
育児時間	満 1 歳まで 1 日 120 分以内、満 1 歳～3 歳まで 60 分以内（30 分を単位として 2 回に分けて取得可）
男性職員の育児参加のための休暇	5 日以内
子の看護のための休暇	5 日以内（中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合は 10 日以内）
短期の介護休暇	5 日以内（要介護者が 2 人以上の場合は、10 日以内）
妊娠障害（つわり）	10 日以内

(2) 職員の分限及び懲戒処分の状況

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

ア 分限処分者数

知事部局等

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよい場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	93	0	93
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	93	0	93

教育委員会

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよい場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	112	0	112
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	112	0	112

警察本部

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよい場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	12	0	12
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	12	0	12

イ 懲戒処分者数
知事部局等

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	1	0	0	1
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	1	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくな い非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
合 計	0	2	0	0	2

教育委員会

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	1	0	1	2
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくな い非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	1	0	0	1	2
合 計	1	1	0	2	4

警察本部

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくな い非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

(3) 職員のサービスの状況

ア 職員の年次有給休暇の取得状況

区 分	総付与日数 a (日)	総取得日数 b (日)	全対象職員数 c (人)	平均取得日数 b/c (日)	消化率 b/a (%)
知事部局等	166,418	46,714	4,327	10.8	28.1
教育委員会	109,414	33,307	2,854	11.7	30.4
警 察 本 部	68,992	20,324	1,793	11.3	29.5
合 計	344,824	100,345	8,974	11.2	29.1

(注) 対象期間：暦年（平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日）

イ 育児休業等の取得状況

区 分		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数
知事部局等	男性職員	10	0	0
		1	0	0
	女性職員	102	44	11
		47	25	6
教育委員会	男性職員	6	0	0
		1	0	0
	女性職員	144	0	2
		123	4	2
警 察 本 部	男性職員	1	0	0
		0	0	0
	女性職員	17	0	0
		18	0	0
計		280	44	13
		190	29	8

(注) 上段には平成 30 年度に新たに取得した者、下段には平成 29 年度から 30 年度にかけて引き続いている者の数。

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

ウ 介護休暇の取得状況

		介護休暇 取得者数	休暇の取得形式	
			全日型 中 心	時間型 中 心
知事部局等	男性職員	0	0	0
	女性職員	1	0	1
教育委員会	男性職員	0	0	0
	女性職員	7	6	1
警 察 本 部	男性職員	0	0	0
	女性職員	1	1	0
計		9	7	2

		介護休暇承認期間					
		1 月以下	1 月超え 2 月以下	2 月超え 3 月以下	3 月超え 4 月以下	4 月超え 5 月以下	5 月超え
知事部局等	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	1	0	0	0	0	0
教育委員会	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	2	4	1	0	0	0
警 察 本 部	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	1	0	0	0	0	0
計		4	4	1	0	0	0

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

エ 自己啓発休業・修学部分休業の取得状況

		自己啓発休業 取得者数	修学部分休業 取得者数
知事部局等	男性職員	1	1
	女性職員	0	1
教育委員会	男性職員	0	0
	女性職員	1	0
警 察 本 部	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
計		2	2

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

(4) 職員の研修及び人事評価の状況

ア 研修の状況

一般職員（自治研修所）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
新規採用職員	9	39	514	市町村職員含む。
採用 2 年目	4	8	101	
一般職員第Ⅰ課程	7	14	279	市町村職員含む。
一般職員第Ⅱ課程	5	10	208	市町村職員含む。
中堅職員	7	14	229	市町村職員含む。
新任係長	7	12	267	市町村職員含む。
新任企画員	3	6	83	
新任 G L	4	12	128	
新任 G L・企画幹フォローアップ	3	3	99	
新任課長補佐	4	8	161	市町村職員対象
新任課長	5	10	240	市町村職員含む。
選択研修	28	31	1,014	19 講座（法務能力開発等）市町村職員含む。 ※日数及び回数には、職員短期派遣研修を含まない。

教育職員（教育センター）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任者	37	61	957	教諭、養護教諭、栄養教諭、幼稚園教諭、学校事務職員、実習教員
経験者	36	71	1,108	6 年目研修、11 年目研修
管理職	12	20	995	校長（新任、2 年目） 教頭・副校長（新任、2・3 年目）
職務	31	89	2,989	特別支援教育専任教員研修、教務主任研修等
テーマ研修	27	79	1,802	キャリア教育研修、体育科実技研修等
能力開発	44	53	1,430	教科等、生徒指導等、情報教育
出前講座	116	116	2,476	教育課題、教科等、情報教育、教育相談、特別支援教育等

(注) 対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園

警察職員（警察学校）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任科	3	662	59	短期課程（6 月）、長期課程（10 月）
一般職員初任科	1	25	14	警察主事対象
初任補修科	3	196	47	短期課程（2 月）、長期課程（3 月）
警部補・巡査部長任用科	1	12	11	
部門別任用科	4	76	43	生活安全、刑事、交通、警備
専科（業務に直結）	32	222	351	交通事故事件捜査、被害者支援等

イ 人事評価の状況

区 分	項 目	評価回数	評価時期	評価対象者数
知事部局等	人事評価（病院局医療職等を除く）	2	30 年 9 月、31 年 3 月	3,657 人
	人事評価（病院局医療職等）	1	31 年 3 月	851 人
教育委員会	人事評価（事務局等職員）	2	30 年 9 月、31 年 3 月	626 人
	勤務評価（県立学校教育職員）	1	31 年 2 月	1,986 人
	勤務評価（市町村立教職員）	1	31 年 2 月	4,561 人
警 察	人事評価	2	30 年 9 月、31 年 3 月	1,721 人

(5) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 安全衛生管理体制

選任状況 区 分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	事業場数	選任すべき うち選任 事業場数	事業場数	選任すべき うち選任 事業場数	事業場数	選任すべき うち選任 事業場数	選任者数	事業場数	選任すべき うち選任 事業場数
知事部局等	6	6	7	7	19	19	26	50	50
教育委員会	0	0	0	0	32	32	35	29	29
警 察 本 部	0	0	0	0	8	8	12	5	5

選任状況 区 分	産 業 医				委 員 会				
					衛生委員会		安全委員会		左のうち、安全衛生委員会として設置している事業場数
	事業場数	選任すべき うち選任 事業場数	選任者数	実選任者数	事業場数	設置すべき うち設置 事業場数	事業場数	設置すべき うち選任 事業場数	
知事部局等	19	19	19	12	19	19	7	7	7
教育委員会	32	32	32	32	32	32	0	0	0
警 察 本 部	8	8	8	9	8	8	0	0	0

イ 職員のための福利厚生活動事業費

知事部局等

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
職員会館管理・運営事業	職員が健康づくりや文化的教養を高める施設として、職員会館の管理・運営を行った。	10,904
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行った。	5,365
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施した。	186
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるようにストレスチェック制度、職員相談、専門相談、研修等を実施した。	10,563
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。	44,292
被服貸与費	島根県職員被服等貸与規程に基づき職員に被服(作業衣、白衣等)を貸与した。	6,045
合 計		77,355

教育委員会

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生推進事務	職場の環境改善や教職員の健康管理を徹底するため、衛生委員会の開催や衛生管理者・産業医を配置、またそれに伴う研修等を行った。	2,607
メンタルヘルス対策事業	教職員が心の健康についての理解を深め、予防と早期の対処を行えるようストレスチェックの実施、専門相談や研修会等を実施した。	9,101
健康診断事業	教職員の疾病の早期発見や予防に努め、心身ともに健康で働くことができるよう、各種法定健康診断等を実施した。	41,794
合 計		53,502

警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者・衛生管理者・産業医の配置等を行った。	5,963
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増健に関して適切なアドバイスが受けられるように、健康相談・健康教育等を実施した。	1,012
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施した。	244
ライフプラン事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにライフプランセミナーを実施した。	1,121
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。	22,728
合 計		31,068

ウ 職員の健康診断の状況

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者	受診者	対象者	受診者	対象者	受診者
雇入時健康診断	237	237	226	226	59	59
定期健康診断	2,265	2,259	2,703	2,689	1,238	1,238
人間ドック	2,144	2,144	1,152	1,152	540	540

エ 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 30 年度中において人事委員会からの勧告はなかった。

オ 不利益処分に関する不服申立の状況

平成 30 年度中において人事委員会から是正の指示はなかった。

3 人事委員会の報告について

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

ア 競争試験

(ア) 採用試験

a 試験実施概要

試験の 種 類	試 験 区 分	受 験 資 格	試 験 日 程			試 験 内 容	
			受 付 期 間	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験	第 1 次試験	第 2 次試験
大学卒業程 度試験	行政・化 学・心理・ 児童福祉・ 保健師・食 品衛生・農 業・畜産・ 林業・水 産・総合土 木・建築・ 電気・埋蔵 文化財保 護・警察事 務・少年補 導	〔行政〕 平成元年4月2日か ら平成9年4月1日 までに生まれた者 若しくは平成9年4 月2日以降に生ま れた者で、学校教 育法による大学を 卒業した者又は平 成31年3月31日ま でに卒業見込みの 者 〔行政を除く試験 区分〕	5月2日 から 5月25日 まで	6月24日	7月28日 から 8月3日 まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 記述式 (埋蔵文化財保護) 五肢択一式 55問から20問 自由選択90分 (行政・警察事務) 個別面接 (行政のみ)	人物試験 個別面接 討論型個別面 接 (行政のみ) 論文試験 適性検査 筆記実技 (建築のみ)
	建 築・埋 蔵 文化財保護	昭和61年4月2日か ら平成9年4月1日 までに生まれた者 若しくは平成9年4 月2日以降に生ま れた者で、学校教 育法による大学を 卒業した者又は平 成31年3月31日ま でに卒業見込みの 者	11月26日 から 12月18日 まで	1月5日 から 1月6日 まで	—	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 30問120分 (建築) 記述式 (埋蔵文化財保護) 人物試験 個別面接 論文試験 適性検査	—
高校卒業程 度試験	一般事務・ 総合土木・ 学校事務 A,B(出雲)・ 学校事務 A,B(石見)・ 学校事務 A(隠岐)・警 察事務	〔学校事務A〕 平成元年4月2日か ら平成9年4月1日 までに生まれた者 〔学校事務Aを除く 試験区分〕 平成9年4月2日か ら平成13年4月1日 までに生まれた者	7月23日 から 8月24日 まで	9月23日	10月21日 から 10月24日 まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (総合土木のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査

試験の 種 類	試 験 区 分	受 験 資 格	試 験 日 程			試 験 内 容	
			受 付 期 間	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験	第 1 次試験	第 2 次試験
資格免許職 試 験	診療放射線 技師	平成2年4月2日以 降に生まれた者 で、診療放射線技 師の免許を有する 者(取得見込み含 む)	5 月 2 日 から 5 月 25 日 まで	6月24日	7 月 29 日 から 8 月 3 日 まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	臨床検査技 師	平成2年4月2日以 降に生まれた者 で、臨床検査技師 の免許を有する者 (取得見込み含む)	7 月 23 日 から 8 月 24 日 まで	9月23日	10月21日 から 10月24日 まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
経験者 採用試験	行政	昭和56年4月2日か ら平成元年4月1日 までに生まれた者	8 月 6 日 から 9 月 14 日 まで	10月14日	11月24日 から 11月25日 まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 自己アピール論文試験 自己PR型面接試験	人物試験 個別面接 適性検査
	水産	昭和53年4月2日か ら昭和61年4月1日 までに生まれた者	同上	同上	11月24日	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 記述式 自己アピール論文試験	人物試験 個別面接 適性検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (大学卒・第1回) 試験	10月採用男性・10月採用女性	昭和59年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(9月30日までの卒業見込者含む)	3月12日から4月20日まで	5月13日	6月17日から6月21日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 特技加点	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
	4月採用男性・4月採用女性・武道	〔男性・女性〕 昭和60年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む) 〔武道〕 次のア及びイに該当する者 ア 平成4年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む) イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者	同上	同上	6月16日から6月21日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 (武道は身体検査のみ) 特技加点 (武道を除く)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道のみ)
警察官 (大学卒・第2回) 試験	男性・女性	〔男性・女性〕 昭和60年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む)	5月14日から6月13日まで	7月8日	8月19日から8月21日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 特技加点	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
警察官 (大学卒・第3回) 試験	男性・女性	〔男性・女性〕 昭和60年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む)	8月13日から9月21日まで	10月20日	12月3日から12月5日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 特技加点	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査

試験の 種 類	試 験 区 分	受 験 資 格	試 験 日 程			試 験 内 容	
			受 付 期 間	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験	第 1 次試験	第 2 次試験
警察官 (高校卒業 程度) 試 験	男性・女性 ・武道	[男性・女性] 昭和60年4月2日か ら平成13年4月1日 までに生まれた者 (ただし、学校教 育法による大学を 卒業した者及び卒 業見込みの者を除 く) [武道] 次のア及びイのい ずれにも該当する 者 ア 平成4年4月2 日から平成13年4 月1日までに生ま れた男性(ただ し、学校教育法に よる大学を卒業し た者及び卒業見込 みの者を除く) イ 柔道又は剣道 の段位3段以上の 者(柔道は、平成 31年3月31日まで に高校卒業見込み の者に限り、段位 2段以上)	7月23日 から 8月24日 まで	9月16日	10月28日 から 10月30日 まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 身体・体力検査 (武道は身体検査のみ) 特技加点 (武道を除く)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道のみ)

b 試験実施結果

試験 種類	試験区分	採用予定 人	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R1.5.1現在				
					計					計					計										
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他				大学卒	短大卒	高校卒	その他
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他				大学卒	短大卒	高校卒	その他
大 学 卒 業 程 度	行 政	36	男	132	99		7	1	107	81.1%	53		4	57	55	22		22	20.6%	4.9	18				
			女	62	47	1	1		49	79.0%	32	1		33	33	23		23	46.9%	2.1	19				
			計	194	146	1	8	1	156	80.4%	85	1	4	90	88	45		45	28.8%	3.5	37				
	化 学	2	男	8	6				6	75.0%	6			6	5	2		2	33.3%	3.0	2				
			女	4	2				2	50.0%				0											
			計	12	8				8	66.7%	6			6	5	2		2	25.0%	4.0	2				
	心 理	1	男	3	2				2	66.7%	1			1	1			0	0.0%						
			女	3	2				2	66.7%	2			2	2	1		1	50.0%	2.0	1				
			計	6	4				4	66.7%	3			3	3	1		1	25.0%	4.0	1				
	児 童 福 祉	2	男	3	2				2	66.7%	2			2	2	1		1	50.0%	2.0	1				
			女	3	3				3	100.0%	3			3	2	1		1	33.3%	3.0	1				
			計	6	5				5	83.3%	5			5	4	2		2	40.0%	2.5	2				
保 健 師	2	男	2	2				2	100.0%	1			1	1	1		1	50.0%	2.0	1					
		女	7	7				7	100.0%	5			5	5	1		1	14.3%	7.0	1					
		計	9	9				9	100.0%	6			6	6	2		2	22.2%	4.5	2					
食 品 衛 生	1	男	6	4				4	66.7%	2			2	2			0	0.0%							
		女	6	6				6	100.0%	3			3	3	1		1	16.7%	6.0						
		計	12	10				10	83.3%	5			5	5	1		1	10.0%	10.0						
農 業	11	男	27	21			2	23	85.2%	19			21	19	7		7	30.4%	3.3	7					
		女	7	7				7	100.0%	6			6	6	4		4	57.1%	1.8	4					
		計	34	28			2	30	88.2%	25			27	25	11		11	36.7%	2.7	11					
畜 産	3	男	2		1	1		2	100.0%		1		1	1	1		1	50.0%	2.0	1					
		女	3	3				3	100.0%	2			2	2	2		2	66.7%	1.5	2					
		計	5	3	1	1		5	100.0%	2	1		3	3	2		3	60.0%	1.7	3					
林 業	6	男	11	10				10	90.9%	7			7	7	4		4	40.0%	2.5	4					
		女	4	2				2	50.0%	2			2	2	2		2	100.0%	1.0	2					
		計	15	12				12	80.0%	9			9	9	6		6	50.0%	2.0	6					
水 産	3	男	5	3			2	5	100.0%	2			2	4	4	1		2	40.0%	2.5	2				
		女	2					0	0.0%																
		計	7	3			2	5	71.4%	2			2	4	4	1		2	40.0%	2.5	2				
総 合 土 木	19	男	17	12				12	70.6%	7			7	7	7		7	58.3%	1.7	6					
		女	5	3		1		4	80.0%	2			2	2	2		2	50.0%	2.0	1					
		計	22	15		1		16	72.7%	9			9	9	9		9	56.3%	1.8	7					
建 築	4	男	7	5					5	71.4%	5			5	5	4		4	80.0%	1.3	3				
		女	0																						
		計	7	5					5	71.4%	5			5	5	4		4	80.0%	1.3	3				

大 学 卒 業 程 度

試験 種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 採任用者数 R1.5.1現在
					受験者数 (B)					第1次試験合格者数 (C)					最終合格者数 (D)						
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他			
大 学 卒 業 程 度	電 気	3	男	10	6			1	7	4			1	5	4			4	57.1%	1.8	4
			女	0																	
			計	10	6			1	7	4			1	5	4			4	57.1%	1.8	4
	埋 蔵 文 化 財 保 護	2	男	16	14				14	6				6	2			2	14.3%	7.0	1
			女	8	4				4					0							
			計	24	18				18	6				6	6	2			2	11.1%	9.0
	警 察 事 務	3	男	5	4				4	1				1	1			0	0.0%		
			女	18	13	1			14	8	1			9	5			5	35.7%	2.8	4
			計	23	17	1			18	9	1			10	5			5	27.8%	3.6	4
	少 年 補 導	2	男	3	2				2	2				2	2	1		1	50.0%	2.0	1
			女	3	3				3	2				2	2	1		1	33.3%	3.0	1
			計	6	5				5	4				4	4	2		2	40.0%	2.5	2
建 （ 1 月 実 施 ）	案 1	男															0				
		女																			
		計	0														0				
埋 蔵 文 化 財 保 護 （ 1 月 実 施 ）	1	男	4	3				3	75.0%					1			1	33.3%	3.0	1	
		女	2	2				2	100.0%												
		計	6	5				5	83.3%						1		1	20.0%	5.0	1	
合 計	102	男	261	195	1	8	6	210	80.5%	118	1	4	5	128	57	1	59	28.1%	3.6	52	
		女	137	104	2	1	1	108	78.8%	67	2	0	0	69	43	0	43	39.8%	2.5	36	
		計	398	299	3	9	7	318	79.9%	185	3	4	5	197	100	1	102	32.1%	3.1	88	

第1次試験：6月24日 第2次試験：7月28日～8月3日
埋蔵文化財保護（1月実施） 1月5日～6日（第2次試験なし）

試験 種類	試験区分	採用予定 人	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R1.5.1現在			
					受験者数 (B)					第1次試験合格者数 (C)					最終合格者数 (D)									
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他				計		
高 校 卒 業 程 度	一般事務	6	男	54		5	30	13	48	88.9%			2	5	12	12		1	1	2	4.2%	24.0	2	
			女	19		2	10	3	15	78.9%			1	3	4	4		1	3	4	26.7%	3.8	3	
			計	73		7	40	16	63	86.3%			3	8	16	16		2	1	3	6	9.5%	10.5	5
	総合土木	7	男	20			16	2	18	90.0%				15	2	17	17		9	2	11	61.1%	1.6	10
			女	5			2	3	5	100.0%				2	3	5	5		1	2	3	60.0%	1.7	1
			計	25			18	5	23	92.0%				17	5	22	22		10	4	14	60.9%	1.6	11
	学校事務A (出雲地区)	5	男	35	22	1	4	3	30	85.7%	9				1	10	9	3		3	10.0%	10.0	3	
			女	31	16	4	2	3	25	80.6%	3					3	2	2	2		2	8.0%	12.5	2
			計	66	38	5	6	6	55	83.3%	12				1	13	11	5	5		5	9.1%	11.0	5
	学校事務A (石見地区)	2	男	9	5			3	8	88.9%	3				1	4	4	1		1	12.5%	8.0	1	
			女	5	4			1	5	100.0%	2				2	2	2	1		1	20.0%	5.0	1	
			計	14	9			4	13	92.9%	5				1	6	6	2		2	15.4%	6.5	2	
	学校事務B (出雲地区)	3	男	12		1	9	1	11	91.7%				3	1	4	4		1	1	2	18.2%	5.5	2
			女	8		2	2	1	5	62.5%		1		1	2	4	4		1	1	1	20.0%	5.0	1
			計	20		3	11	2	16	80.0%		1	4	3	8	8		2	1	3	18.8%	5.3	3	
	学校事務B (石見地区)	1	男	2				2	2	100.0%				2	2	2	2				0	0.0%		
			女	3			2	1	3	100.0%			1	1	2	2		1	1	1	33.3%	3.0		
			計	5			2	3	5	100.0%			1	3	4	4		1	1	1	20.0%	5.0	0	
	学校事務B (隠岐地区)	1	男	2			1	1	2	100.0%				1	1	2	2			1	50.0%	2.0	1	
			女																					
			計	2			1	1	2	100.0%				1	1	2			1	1	50.0%	2.0	1	
	警察事務	3	男	12	1		8	3	12	100.0%	1			5	6	6	6	4		1	5	41.7%	2.4	3
			女	20		4	9	5	18	90.0%		2	4	4	10	10		1	2	2	5	27.8%	3.6	5
			計	32	1	4	17	8	30	93.8%	1	2	9	4	16	16		4	1	2	3	10	33.3%	3.0
	合計	28	男	146	28	7	68	28	131	89.7%	13	2	29	13	57	56	8	1	11	5	25	19.1%	5.2	22
			女	91	20	12	27	17	76	83.5%	5	4	11	10	30	29	3	2	5	7	17	22.4%	4.5	13
			計	237	48	19	95	45	207	87.3%	18	6	40	23	87	85	11	3	16	12	42	20.3%	4.9	35

第1次試験：9月23日
第2次試験：10月21日～24日

第1次試験：9月23日 第2次試験：10月21日～24日

試験 種類	試験区分	採用予定 人 員	性 別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R1.5.1現在
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他			
資 格 免 許 職	診療放射線技師	1	男	3	3				3	100.0%	3				3	1			33.3%	3.0	1
			女	2	2				2	100.0%	1				1	0			0.0%		
			計	5	5				5	100.0%	4				4	1	1		20.0%	5.0	1
	臨床検査技師	1	男	0																	
			女	0																	
			計	0										0							0
	合計	2	男	3	3	0	0	0	3	100.0%	3	0	0	0	3	1	0	0	33.3%	3.0	1
			女	2	2	0	0	0	2	100.0%	1	0	0	0	1	0	0	0	0.0%		0
			計	5	5	0	0	0	5	100.0%	4	0	0	0	4	1	0	0	20.0%	5.0	1
			男	0																	
			女	0																	

診療放射線技師第1次試験：6月24日 第2次試験：8月1日

試験 種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R1.5.1現在
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他			
経 験 者	行政	10	男	108	75	1	5	3	84	77.8%	19	2	1	22	19	8	2	10	11.9%	8.4	10
			女	31	18	2	1	2	23	74.2%	11			11	9	5		5	21.7%	4.6	4
			計	139	93	3	6	5	107	77.0%	30	2	1	33	28	13	2	15	14.0%	7.1	14
	水産	1	男	3	2				2	66.7%	1			1							
			女	1	1				1	100.0%	1			1	1	1		1	100.0%	1.0	1
			計	4	3				3	75.0%	2			2	1	1		1	33.3%	3.0	1
合計	11	男	111	77	1	5	3	86	77.5%	20	0	2	23	19	8	0	10	11.6%	8.6	10	
		女	32	19	2	1	2	24	75.0%	12	0	0	12	10	6	0	6	25.0%	4.0	5	
		計	143	96	3	6	5	110	76.9%	32	0	2	35	29	14	0	16	14.5%	6.9	15	

第1次試験：10月14日 第2次試験：11月24日～25日

試験 種類	試験区分	採用予定 人 員	性 別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)			第1次試験合格者数 (C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)			最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R1.5.1現在
					大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計			
警 察 官	大学卒 第1回 (10月採用)	12 3 15	男 女 計	37 7 44	20 4 24				20	14				14	13	7	5
	大学卒 第1回 (4月採用)	25 5 30	男 女 計	114 31 145	80 21 101				80	68				68	56	24	16
	大学卒 第1回 (武道)	1	男	2	2				2	1				1	1		
	大学卒 第2回	6 2 8	男 女 計	113 32 145	36 5 41				36	27				27	20	9	3
	大学卒 第3回	5 3 8	男 女 計	56 12 68	29 8 37				29	24				24	19	8	7
	高校卒業程度	20 4 24	男 女 計	78 28 106	1 1 2	44 17 61	14 6 20		59	13				51	48	18	18
	高校卒業程度 (武道)	1	男	1		1			1	1				1	1		
	合計	70 17 87	男 女 計	401 110 511	167 38 205	1 1 2	45 6 20	14 6 20	227	134	158	48	0	186	158	69	49
	大学卒 (第1回) ……第1次試験：5月13日、第2次試験：6月16日～19日																
	大学卒 (第2回) ……第1次試験：7月8日、第2次試験：8月19日～20日																
	大学卒 (第3回) ……第1次試験：10月20日、第2次試験：12月3日～4日																
	高校卒業程度 ……第1次試験：9月16日、第2次試験：10月27日～29日																
	大学卒 (第1回) ……第1次試験：5月13日、第2次試験：6月16日～19日																
	大学卒 (第2回) ……第1次試験：7月8日、第2次試験：8月19日～20日																
	大学卒 (第3回) ……第1次試験：10月20日、第2次試験：12月3日～4日																
	高校卒業程度 ……第1次試験：9月16日、第2次試験：10月27日～29日																

イ 選考

(ア) 採用選考

a 適用根拠規定状況

部 局 規 定			知 事 部 局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	委 員 会 等	計
職 員 の 任 用 に 関 す る 規 則	第 14 条第 1 号	細則第 7 条第 1 号・2 号 ・ 8 号 (行政職 3 級以上・公安職 4 級以上)	13 ^人 (6)	— ^人	2 ^人	21 ^人 (21)	2 ^人 (1)	38 ^人 (28)
	第 1 号	細則第 7 条第 3 号 (海事職)	3	—	—	—	—	3
	第 1 号	細則第 7 条第 4 号 (研究職の 2 級以上)	2	—	—	—	—	2
	第 1 号	細則第 7 条第 5 号～7 号 、 9～11 号 (医療職)	13	37	—	—	—	50
規 則	第 14 条第 3 号	(他の地方公共団体又は国の在 職者)	2 (2)	—	—	7 (7)	—	9 (9)
	第 14 条第 4 号	(かつて職員であった者)	—	—	—	—	—	—
	第 14 条第 5 号・9 号	(競争試験を行うことが不適当 な職)	8	1	—	2	—	11
	第 14 条第 8 号	(任命権者に委任)	—	—	—	—	—	—
地方公共団体の一般職の任期付職 員の採用に関する法律第 3 条			—	—	—	—	—	—
地方公共団体の一般職の任期付研 究員の採用等に関する法律第 3 条			—	—	—	—	—	—
合 計			41 (8)	38	2	30 (28)	2 (1)	113 (37)

(注) () 内は割愛採用で、内数である。

b 職種別状況

部 局		知事部局	病 院 局	教育委員会	警 察 本 部	委員会等	計
職 種							
行 政 職	部・次長級	0				1	1
	課 長 級	3			1		4
	グループリーダー	2					2
	企 画 員	1				1	2
	主任・主任主事・主任技師 ・主事・技師級	1 7	1	2	2		2 2
	計	2 3	1	2	3	2	3 1
公 安 職	警 視				3		3
	警部・警部補級				1 6		1 6
	巡 査 部 長				8		8
	巡 査						
	計				2 7		2 7
海 事 職		3					3
研 究 職	学 芸 員						
	研 究 員	2					2
医療職(一)	医 師	6					6
医療職(二)		7	7				1 4
医療職(三)			3 0				3 0
任期付職員							
合 計		4 1	3 8	2	3 0	2	1 1 3

c 公開選考試験実施結果 (a 及び b の一部)

試験 種類	試験区分	採用予定 人	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R1.5.現在	備考	
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他					
																							計
選 考 試 験	警察心理	1	男	3	2				66.7%	第2次試験なし					1			1	50.0%	2.0	1	6/24実施	
			計	3	2				66.7%						1			1	50.0%	2.0	1		
			女	4	4				100.0%						1			1	25.0%	4.0			
	獣医師	8	男	3	3				100.0%	第2次試験なし					3			3	100.0%	1.0	2	2/24～25実施	
			女	7	7				100.0%						4			4	57.1%	1.8	2		
			計	7	7				100.0%						1			1	100.0%	1.0	1		
	薬剤師	2	男	1	1				100.0%	第2次試験なし					1			1	100.0%	1.0	1	2/24～25実施	
			女	1	1				100.0%						1			1	100.0%	1.0	1		
			計	2	2				100.0%						2			2	100.0%	1.0	2		
	船舶乗組員 (機関)	1	男	0						第2次試験なし													
			女	0																			
			計	0																			
	水産練習船乗組員 (航海)	1	男	0						第2次試験なし													
			女	0																			
			計	0																			
鳥獣対策	2	男	8	5			1	6	75.0%	5			5	2			2	33.3%	3.0	2	1次:10/14 2次:11/18		
		女	3	1		1	2	66.7%	1			1			0	0.0%							
		計	11	6		2	8	72.7%	6			6	2		2	25.0%	4.0	2					
身体障がい者対象 (一般事務)	3	男	1	1			1	1	100.0%	第2次試験なし								0	0.0%		2/10/21実施		
		女	2	1		1	2	100.0%						1			2	100.0%	1.0	2			
		計	3	2		1	3	100.0%						1			2	66.7%	1.5	2			

試験 種類	試験区分	採用予定 人	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)			最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R1.5.1現在	備考
					大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他			
選 考 試 験	身体障がい者対象 (学校事務)	1	男 女 計	0 0 0								第2次試験なし							
	知的障がい者対象 (一般事務)	1	男 女 計	6 4 10			2 1 3	4 3 7	6 4 10	100.0% 100.0% 100.0%					1 0 1	16.7% 0.0% 10.0%	6.0	1	10/21実施
	精神障がい者対象 (一般事務)	1	男 女 計	25 6 31	9 1 10	1 1 2	3 1 4	8 1 9	21 4 25	84.0% 66.7% 80.6%			1 1 1		1 2 3	4.8% 50.0% 12.0%	21.0 2.0 8.3	1 1 2	10/21実施
	U・Iターン型経験者 (農業)	1	男 女 計	3 3 6	2 2 4				2 2 4	66.7% 66.7% 57.1%					1 1 2	50.0% 50.0% 50.0%	2.0 2.0 2.0	1 1 2	11/17実施
	U・Iターン型経験者 (総合土木)	3	男 女 計	7 7 14	3 3 6	1 1 2			4 4 8	57.1% 57.1% 100.0%					1 1 2	50.0% 50.0% 50.0%	2.0 2.0 2.0	2 2 4	
	U・Iターン型経験者 (建築)	1	男 女 計	0 0 0															11/17実施
	船舶乗組員 (第2回) (機関)	1	男 女 計	3 1 4			3 1 4		3 1 4	100.0% 100.0% 100.0%					3 0 3	100.0% 0.0% 75.0%	1.0 0.0 1.3	3 0 3	3/12/8実施
	水産練習船乗組員 (第2回) (航海)	1	男 女 計	0 0 0															
	警察官 (再採用)	2	男 女 計	1 1 2	1 1 2				1 1 2	100.0% 100.0% 100.0%					0 1 1	0.0% 100.0% 50.0%		1 1 2	1/12実施
	合計	30	男 女 計	59 24 83	25 9 34	2 2 4	9 4 13	13 5 18	49 20 69	83.1% 83.3% 83.1%	5 1 6	0 0 0	0 0 0	5 1 6	5 2 13	24.5% 50.0% 31.9%	4.1 2.0 3.1	10 7 17	

試験 種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)			最終合格 率 (D)/(B)	最終合格率 (B)/(D)	採用者数 R1.5.1現在	備考
					大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他			
選 考 試 験 (知事部局)	研究員 (機械分野)	2	男	5	4				4			4	4	2			2.0	1	1次:6/24 2次:8/3
			女																
			計	5	4				4			4	4	2			50.0%	2	
	研究員 (電子・電気分野)	1	男	1															1次:6/24 2次:8/3
			女																
			計	1					0										
	研究員 (電子・電気分野) 第二回	1	男	3	3				3			3	2	1			33.3%	1	1次:11/4 2次:12/2
			女																
			計	3	3				3			3	2	1			33.3%	1	
	合計	4	男	9	7	0	0	0	7	0	0	7	6	3	0	0	42.9%	2	
			女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	
			計	9	7	0	0	0	7	0	0	7	6	3	0	0	42.9%	2	

試験 種類	試験区分	採用予定 人	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R1.5.1現生	試験日
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	計						
選 考 試 験 (病 院 局)	看護師	(30)	男	8	3			5	8	100.0%	第2次試験なし		1		2	3	37.5%	2.7	3	H30.8.11		
			女	59	30	2		23	55	93.2%		21	1	16	38	69.1%	1.4	24	～			
			計	67	33	2		28	63	94.0%		22	1	18	41	65.1%	1.5	27	H30.8.12			
	助産師	(3)	男	5	2			3	5	100.0%	第2次試験なし		2		1	3	60.0%	1.7	3	H30.8.11		
			女	5	2			3	5	100.0%		2		1	3	60.0%	1.7	3	～			
			計																H30.8.12			
	薬剤師	(6)	男	3	2				2	66.7%	第2次試験なし		1			1	50.0%	2.0	1	H30.6.30		
			女	3	2				2	66.7%		1			1	50.0%	2.0	1				
			計																			
	臨床工学技士	(1)	男	1	1				1	100.0%	第2次試験なし		1			1	100.0%	1.0	0	H30.9.1		
			女	1	1				1	100.0%		1			1	100.0%	1.0	0				
			計	2	1			1	2	100.0%					1	50.0%	2.0	1	H30.9.1			
社会福祉士	(1)	男	2	1			1	2	100.0%	第2次試験なし					1	50.0%	2.0	1				
		女	2	1			1	2	100.0%						1	50.0%	2.0	1				
		計																				
臨床検査技師	(3)	男	3	2			1	3	100.0%	第2次試験なし						0	0.0%					
		女	7	5	2			7	100.0%		2	1		3	42.9%	2.3	3	H30.7.29				
		計	10	7	2		1	10	100.0%		2	1		3	30.0%	3.3	3					
理学療法士	(1)	男	5	3			2	5	100.0%	第2次試験なし						0	0.0%					
		女	3	2			1	3	100.0%		1			1	33.3%	3.0	1	H30.10.27				
		計	8	5			3	8	100.0%		1			1	12.5%	8.0	1					
合計	(45)	男	19	10	0	0	9	19	100.0%			1	0	0	3	4	21.1%	4.8	4			
		女	83	47	4	0	27	78	94.0%			29	2	0	17	48	61.5%	1.6	33			
		計	102	57	4	0	36	97	95.1%			30	2	0	20	52	53.6%	1.9	37			

(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は平成30年10月12日、県議会及び知事に対し、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与について勧告した。その概要は次のとおりである。

ア 報 告

(ア) 職員給与等に関する報告

a 職員給与等の状況について

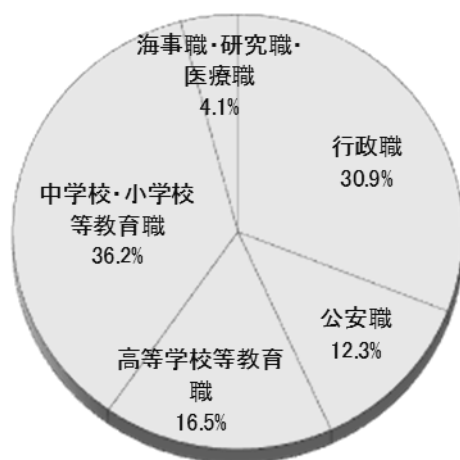
県職員の平成30年4月現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数等

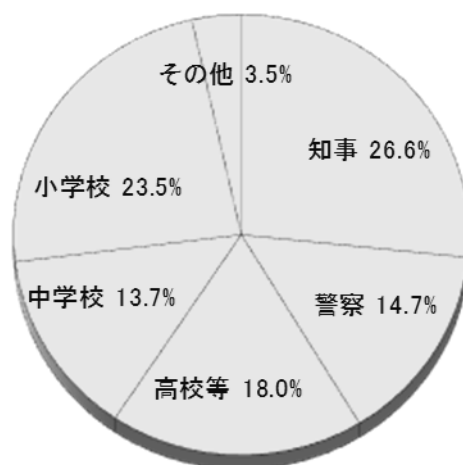
区 分 給 料 表	職員数		平均年齢		平均経験年数	
	平成30年	平成29年	平成30年	平成29年	平成30年	平成29年
	人	人	歳	歳	年	年
行 政 職	3,782 (30.9%)	3,767 (30.6%)	43.3	43.6	21.9	22.2
公 安 職	1,499 (12.3%)	1,493 (12.1%)	38.3	38.2	16.9	17.0
海 事 職	48 (0.4%)	46 (0.4%)	38.4	38.6	18.6	18.9
研 究 職	250 (2.0%)	245 (2.0%)	42.1	42.4	18.9	19.1
医 療 職 (1)	42 (0.3%)	46 (0.4%)	41.3	44.3	17.5	19.9
医 療 職 (2)	89 (0.7%)	90 (0.7%)	41.6	43.0	17.7	19.0
医 療 職 (3)	73 (0.6%)	73 (0.6%)	40.0	39.8	18.0	17.7
高 等 学 校 等 教 育 職	2,019 (16.5%)	2,030 (16.5%)	45.2	45.0	22.4	22.2
中 学 校 ・ 小 学 校 等 教 育 職	4,419 (36.2%)	4,534 (36.8%)	45.9	46.0	23.1	23.3
合 計	12,221 (100.0%)	12,324 (100.0%)	43.8	44.0	21.7	21.8

(注) 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

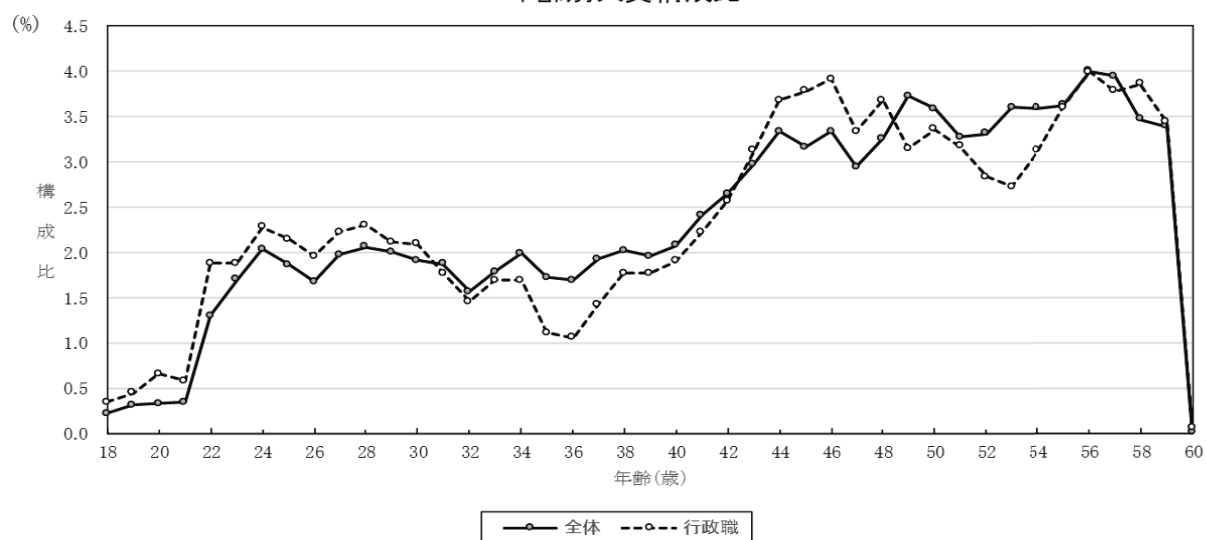
給料表別職員構成比



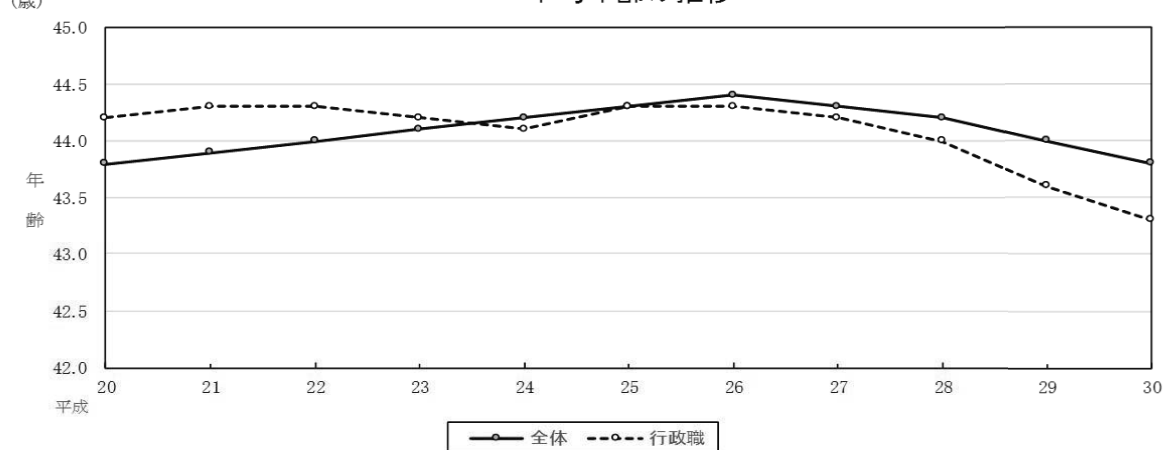
部局別職員構成比



年齢別人員構成比



平均年齢の推移



職員の平均給与月額状況

区 分 項 目	全職員		行政職の職員	
	平成30年	平成29年	平成30年	平成29年
	円	円	円	円
給 料	357, 230	358, 402	328, 156	330, 103
管 理 職 手 当	6, 475	6, 271	8, 622	8, 324
扶 養 手 当	10, 588	10, 057	10, 429	10, 288
地 域 手 当	510	531	699	673
住 居 手 当	4, 356	4, 216	3, 552	3, 319
特 地 勤 務 手 当	3, 884	3, 931	2, 694	2, 731
そ の 他	2, 689	2, 661	2, 029	2, 039
合 計	385, 732	386, 069	356, 181	357, 477

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに経過措置額を含む。

2 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当（準ずる手当を含む）及びへき地手当（準ずる手当を含む）の合計額である。

3 その他は、単身赴任手当等である。

b 民間給与等の状況について

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所264のうちから層化無作為抽出法により抽出した141事業所を対象に「平成30年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち135事業所の調査を完了した。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、95.7%と極めて高いものとなっている。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種4,071人及び医師等職種948人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等についても調査を行った。

(a) 本年の給与改定等の状況

i 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で47.0%（昨年50.8%）、高校卒で39.4%（同43.8%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で39.0%（同57.3%）、高校卒で38.4%（同55.7%）、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で61.0%（同42.7%）、高校卒で59.6%（同42.5%）となっている。

ii 給与改定の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は40.3%（昨年49.0%）、ベースアップを中止した事業所の割合は12.1%（同10.9%）となっている。

また、一般の従業員（係員）の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は 90.7%（同 90.4%）、定期昇給を停止した事業所の割合は 0.0%（同 0.0%）であった。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合が 33.1%（同 27.4%）、減額となっている事業所の割合が 3.4%（同 8.3%）となっている。

民間における給与改定の状況

(単位：％)

役職段階 \ 項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	40.3 (49.0)	12.1 (10.9)	0.0 (0.0)	47.6 (40.1)
課長級	30.6 (42.2)	13.8 (11.9)	0.0 (0.7)	55.6 (45.2)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。

2 () 内の数字は、平成 29 年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

(単位：％)

役職段階 \ 項 目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
			昨年に 比べ増額	昨年に 比べ減額	昨年と 変化なし		
係 員	90.7 (90.4)	90.7 (90.4)	33.1 (27.4)	3.4 (8.3)	54.2 (54.7)	0.0 (0.0)	9.3 (9.6)
課長級	79.1 (86.0)	79.1 (86.0)	27.9 (23.8)	3.4 (5.2)	47.8 (57.0)	0.0 (0.0)	20.9 (14.0)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。

2 () 内の数字は、平成 29 年の割合である。

c 物価及び生計費について

本年 4 月の消費者物価指数（総務省）は、昨年 4 月に比べ、全国で 0.6%、松江市で 0.6%とそれぞれ上昇している。

また、勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）等を基礎として算定した本年 4 月の松江市における 2 人世帯、3 人世帯及び 4 人世帯の標準生計費は、それぞれ 170,170 円、208,380 円及び 246,580 円となっている。

d 国家公務員及び都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した平成 29 年 4 月 1 日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、100.2 であった。

本県のラスパイレス指数は 97.8（平成 28 年 98.0）と、国家公務員より低い水準であり、都道府県でも低い水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

指 数 分 布 区 分	都 道 府 県 数
1 0 2 以上	3
1 0 0 以上 1 0 2 未満	2 3
9 8 以上 1 0 0 未満	1 6
9 6 以上 9 8 未満	4
9 6 未満	1
都 道 府 県 平 均 指 数	1 0 0 . 2
島 根 県	9 7 . 8

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を 100 としたものの。

e 人事院勧告の概要 (省略)

f 職員給与と民間給与との比較

(a) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

本年 4 月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与 362,163 円に対して職員給与は 361,618 円であり、職員給与が 545 円 (0.15%) 下回っている。

職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 A - B ((A-B)/B×100)
362,163円	361,618円	545円 (0.15%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は「職員の平均給与月額状況」の表の額とは異なっている。

(b) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に於いて、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額の 4.08 月分に相当していた。これは、昨年 (4.04 月分) より増加しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数 (4.05 月) を 0.03 月分上回っている。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給 (A)	職員の期末・勤勉手当 (B)	差 (A - B)
4. 08 月分	4. 05 月分	0. 03 月分

g 本年の給与改定

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

(a) 月例給について

本年の民間事業所の給与等の状況をみると、一般の従業員（係員）で、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年と比べ減少しているものの、定期昇給の昇給額が昨年と比べて増額している事業所の割合が昨年と比べ 5 ポイント程度増加していることや昨年と比べて減額している事業所の割合が 4 ポイント程度減少しているなど、やや改善の傾向が見られた。

このような状況の中で、本年 4 月分の給与について、職員給与と職種別民間給与実態調査に基づく民間給与を比較すると、前記 f (a) のとおり、職員給与が民間給与を 545 円 (0.15%) 下回っている。

よって、月例給については、民間給与水準と均衡させるよう引上げ改定することが適当と判断した。

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年 8 月に人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮し、引上げ改定を行うこととする。

再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、行政職給料表と同様の改定を行うものとする。ただし、医療職給料表(1)については、従来より国との均衡を重視してきたことから、人事院勧告に準じた改定を行うこととする。

なお、改定については、本年 4 月の職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施することとする。

(b) 期末手当・勤勉手当について

前記 f (b) のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数 (4.05 月) は、民間事業所の特別給の支給割合 (4.08 月分) を 0.03 月分下回っている。

よって、職員の期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と均衡させるよう、0.05 月分引き上げることが適当と判断した。

引上げに当たっては、国と同様に勤務実績に応じた給与の推進の観点から勤勉手当に配分することとし、本年度については、12 月期の勤勉手当を 0.05 月分引き上げ、平成 31 年度以降においては、6 月期及び 12 月期の勤勉手当をそれぞれ 0.025 月分ずつ引き上げることとする。

なお、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

このほか、平成 31 年度以降においては、6 月期及び 12 月期の期末手当が均等になるよう配分する。

(c) 初任給調整手当について

医師に対する初任給調整手当については、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、人事院勧告に準じて改定を行い、本年 4 月に遡及して実施することとする。

(d) 宿日直手当について

宿日直手当については、人事院勧告に準じて改定を行い、本年 4 月に遡及して実施することとする。

h その他の課題

(a) 住居手当について

国においては、公務員宿舍の削減等により受給者の増加が続いており、引き続き、住居手当の受給状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間における住居手当の支給状況等を踏まえ、宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討を行っていくとしている。

本県においては、制度・構造は国に準拠することを基本としていることから、国の住居手当の検討状況等について引き続き動向を注視していく必要がある。

(b) 特殊勤務手当について

特殊勤務手当については、状況の変化等に応じて定期的に見直しを行ってきたところであるが、昨今の社会情勢の変動や業務内容の変化等を踏まえ、業務の実績や特殊性についてその現状を十分に把握した上で、手当の対象となる業務を精選し、適切な見直しを行う必要がある

(イ) 人事管理に関する報告

a 人事管理上の課題について

(a) 人材の確保

コミュニケーション能力や企画立案能力を有し、チャレンジ精神に富んだ人材を確保するため、これまでも試験制度の見直し・改善を行ってきた。討論型や自己PR型の面接試験の導入、U・Iターン型経験者試験の実施及び受験年齢の拡大など、多様な人材が受験しやすい環境を整えとともに、より人物重視の試験制度としてきたところである。

また、職員採用ガイダンスや大学等での説明会の開催、U・Iターンフェア等の合同説明会への参加などの広報活動を行い、試験制度の見直しと併せ受験者確保に取り組んできた。

しかしながら、若年人口の減少や民間企業の高い採用意欲等を背景に、近年の受験者数は依然として減少傾向にあり、特に、技術系職種の人材確保が難しい状況にある。

このような状況を踏まえ、今後とも、試験ごとの検証を行い、適宜、必要に応じて制度の改正を図るとともに、任命権者と連携し、県職員の仕事の魅力ややりがい等についてより効果的な情報発信を積極的に行うなど、受験者の確保に取り組んで行く。

(b) 人材の育成

多様化・高度化する行政需要に迅速かつ的確に対応し、県民の期待と信頼に応えていくためには、限られた人材を最大限に活用することが必要であり、職員一人一人の公務に対する意欲と能力や公務員としての使命感・倫理観を高めるための人材育成がますます重要となっている。

任命権者においては、「島根県人材育成基本方針」に基づき、職場研修、職場外研修、人事異動、人事評価制度、能力発揮のための環境整備などの各施策を相互に連携させ、人事管理全体を通じた総合的かつ計画的な人材育成に取り組んでいる。

また、特定の行政分野に精通した専門的な能力を有する職員が求められていることから、中長期的な視点に立った人員配置により、専門的な知識や技術を身につける職員の育成を行っている。

今後こうした取組を一層進めていく必要がある。

(c) 能力・実績に基づく人事管理

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、職員の能力と実績を適切に把握し、人員配置や昇進管理、勤勉手当・昇給の処遇に的確に反映していくことが必要である。

そのため、平成 28 年 4 月に施行された平成 26 年改正地方公務員法により、能力と実績に基づく人事管理の徹底を図るべく、人事評価制度が導入され、任命権者において、人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用し、人事評価の結果に応じた措置を講じることが義務づけられたところである。

本委員会では、これまでも、任命権者に対して、この改正法の趣旨・規定を踏まえ、公正な人事評価制度を確立し、速やかに評価結果の処遇反映を進めるよう言及してきた。

改正法の施行後 2 年半が経過しており、この間、本県においても既に人事評価が実施されていることから、各任命権者においては、早急に評価結果を勤勉手当・昇給に活用する必要がある。

本委員会としては、今後、各任命権者に対して、評価結果の活用に向けた取組の内容や計画等を確認し、助言等を行うとともに、取組の状況に応じた必要な対応について検討を行う。

(d) 女性職員の能力発揮のための環境づくり

幅広い視点に立ち、きめ細やかな行政サービスを推進するためには、男女それぞれの意識や立場を取り入れながら、施策・事業を構築していく必要があり、県の政策立案・方針決定過程においても、女性の視点や能力等を活用することが重要である。

こうした観点から、これまでも、女性職員が多様な経験を積めるように、担当業務の拡大や幅広い分野へ配置するなど計画的な人材育成が取り組まれており、管理職に占める女性職員の割合は年々向上している。

平成 28 年 3 月に策定された「女性の個性と能力が発揮できる職場づくり推進計画（特定事業主行動計画）」に基づき、引き続き、女性職員が能力を十分に発揮し、意欲を持って働けるよう、キャリア形成や働きやすい環境整備を進め、女性職員の政策・方針決定過程への参画を拡大する必要がある。

(e) ワーク・ライフ・バランスの推進

職員一人一人が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても充実した生活を送ることができるようにするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは重要な課題であり、そのための環境整備に努めなければならない。

i 時間外勤務の縮減

(i) 働き方改革の一層の推進

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が本年 6 月に成立した。これにより、民間労働者については、いわゆる 3 6 協定で定める時間外労働の上限等が定められ、平成 31 年 4 月から施行されることとなった。

公務の分野においても、職員の健康保持及びワーク・ライフ・バランスの推進、さらには、公務能率の確保の観点から長時間勤務の是正は非常に重要な課題であり、時間外勤務の縮減に取り組んでいく必要がある。

国家公務員については、民間労働法制の改正を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めることとされ、原則、1 箇月について 45 時間かつ 1 年について 360 時間（他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員は、1 箇月については 100 時間かつ 1 年について 720 時間等）とし、大規模な災害への対応や重要な法令の立案等公務の運営上真にやむを得ない場合には、この上限を超えることができるが、上限の時間を超えた場合には、各省各庁の長は、超過勤務を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったのか事後的

に検証を行うものとされたところである。本県においても、今後の国及び他の都道府県等の動きを注視し、時間外勤務の上限規制等について、適切に対応する必要がある。

本県では、平成 28 年度から「いきいきと働きやすい職場づくり」による所属の実態に応じた取組の中で、36 協定に準じた時間外勤務の上限設定、個人単位の時間外勤務の進行管理、朝礼・終礼（事前命令の徹底）の実施など、これまで以上の時間外勤務縮減に向けた取組が実施されている。

時間外勤務の縮減のためには、管理監督者が職員ごとの在庁時間、業務負荷の状態、休暇取得状況等を適切に把握し、特定の職員に過度な業務が集中することのないよう業務の平準化を図るとともに、効率的な業務運営が行える職場環境を整える必要がある。また、職員一人一人も効率的な業務遂行に努め、計画的に仕事を進めていく必要がある。

また、本委員会では、本年度、「いきいきと働きやすい職場づくり」の中で業務改善に取り組む職場において意見交換を行ったところ、働き方改革専任スタッフを中心としたテレビ会議の導入、事務サポートスタッフの設置、外部委託の推進や職員の発案によるオフィス改革などの従前にはない取組が行われており、いずれも職務能率の向上や業務負担の軽減の効果が認められた。今後、任命権者において、同様の業務改善の努力を全ての部局・職場に波及させることが重要である。

このように、長時間勤務の是正のためには、組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことが不可欠であり、幹部職員が先頭に立って、業務の取捨選択や優先順位の明確化、業務プロセスの改善など、より一層の業務改革に取り組むことが必要である。

(ii) 教職員の負担軽減の推進

全国的に教育職員の長時間勤務の改善が課題となる中、文部科学省は、中央教育審議会の議論を踏まえ、平成 29 年 12 月に「学校における働き方改革に係る緊急対策」を取りまとめ、今後勤務時間に関する上限の目安を含むガイドラインを示すこととしている。またスポーツ庁からは、本年 3 月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されたところである。

本県の教育職員についても、部活動の指導、補習授業の実施等により、多数の者が長時間の時間外勤務^(注1)を行っており、県立学校の教育職員のうち平成 29 年度の月 100 時間を超える時間外勤務をした者の割合^(注2)は平成 28 年度より減少しているものの 10.7%に達している状況にある。

本委員会がこれまで実施した学校現場における意見交換会においても、教育職員の高い使命感と熱意に支えられて長時間勤務が行われていること、教育職員の多忙感・負担感が限界に達している状況にあることや、健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点はもとより、教育をより充実させる観点からも教育職員の負担軽減とゆとりを持って児童・生徒と向き合える時間の確保を図る必要があることが確認されている。

任命権者では、教職員の働き方改革に関して、勤務時間の客観的把握や時間外勤務縮減等に向けた数値目標の設定、目標を達成するための手段などを盛り込んだ「教職員の働き方改革プラン」の策定に向け検討が進められている。

部活動の在り方に関しては、平成 29 年度に「部活動の在り方検討会」が設置され、今年度において、休養日と活動時間の基準等を示す「部活動の在り方に関する方針」が策定されることとなっている。

また、本年度から県立高校の教員の負担軽減を図るため、大規模高校に教員の事務作業を補助する業務アシスタントが配置されたほか、中山間地域・離島の県立高校に主幹教諭等を加配するなどの取組が行われている。

学校における働き方改革に関する国の取組も念頭に、引き続き、学校ごとの実態を踏まえ、現在検討・策定が進められている「教職員の働き方改革プラン」や「部活動の在り方に関す

る方針」において具体的な取組を講ずるとともに、常に取組の効果を検証し、必要な見直しと改善を行い、より実効性の高い教育職員の負担軽減策を進めていく必要がある。

(注1) 教育職員の申告により把握する「各学校で割り振られた勤務時間以外に勤務している時間」をいう。

(注2) 平成29年度月100時間を超える時間外勤務をした教育職員の割合は、平成29年4月から平成30年3月までの間に月100時間を超える時間外勤務をした教育職員の延人数を、同期間における毎月の教育職員数を合計した人数で除して得た割合である。

ii 仕事と育児・介護等の両立支援の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現のために、本県では、これまでも育児・介護のための休暇や育児休業制度の整備・充実に努めてきており、平成29年1月には、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大などの制度改革が行われた。

任命権者は、平成28年3月に策定した「女性の個性と能力が発揮できる職場づくり推進計画（特定事業主行動計画）」に基づき、男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得率^(注)及び男性職員の育児休業取得率を、平成32年度までに、それぞれ100%及び13%に向上させることを目標として取組を行っている。

平成29年度の男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得率は、知事部局等98.3%、教育委員会75.0%、警察94.1%であった。また、平成29年度の男性職員の育児休業取得率は、6.6%であった。

介護のための休暇の取得者数は、平成28年度の310人に対し平成29年度は328人であった。

数値目標の実績値は上昇傾向にあるが、仕事と育児・介護等の両立支援の取組を推進するためには、管理監督者がその重要性を認識し、職員に対する啓発、制度の説明、取得期間中の業務継続体制の確保等に努めるとともに、職場全体としても、育児・介護のための休暇や育児休業等を取得しやすい環境づくりに、引き続き努めていく必要がある。

(注) 男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得率は、妻の出産休暇（3日以内）又は男性の育児参加休暇（5日以内）を1日以上取得した者の割合である。

iii その他

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得や連続取得の促進も重要であり、引き続き各職場の実情に応じ、休暇を取得しやすい職場環境の整備などに取り組む必要がある。

また、平成29年度から全ての任命権者において育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度が導入されたところである。

適切な公務運営を確保しつつ柔軟な働き方が可能となるような勤務時間制度を導入することはワーク・ライフ・バランスの推進に資するものであることから、国や他の都道府県の動向を注視しながら、その他の弾力的な勤務時間制度の導入についても、引き続き研究を行う必要がある。

(f) メンタルヘルス対策

行政課題の複雑・高度化により職務の困難性が増すなど、様々な要因によるストレスが増大している昨今においては、職員の心身の健康を保持増進することが重要である。とりわけ、精神疾患による長期の休暇・休職者の割合が依然として高い状況にあつては、メンタルヘルス対策は、極めて重要な課題であり、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努める必要がある。

任命権者は、これまでもメンタルヘルス研修の実施、相談体制の整備、外部機関の活用、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行ってきたり、平成28年度には、すべ

ての任命権者において、労働安全衛生法の規定に基づくストレスチェック制度の運用が開始されたところである。

引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の重要な課題と位置付け、ストレスチェック制度を職場環境の改善やセルフケア・ラインケアによる予防と早期発見に積極的に活用するとともに、休職者の円滑な職場復帰と再発防止を図るなど、実効性のある対策を進めていく必要がある。

(g) ハラスメント対策

ハラスメントについては、ハラスメントを受けた者が人格を侵害され、精神的苦痛を受けるばかりか、職場環境の悪化を招くものであり、その防止は重要な課題である。

平成 29 年度に知事部局において実施された職員への各種ハラスメントのアンケート調査によれば、そのうちパワーハラスメントを過去 1 年間に受けたと感じたことがあると回答した職員の割合が回答総数（1,953 人）の 9.4%となっている。

各任命権者においては、これまでもハラスメント防止に関する指針の作成、研修の実施、相談窓口の設置、専門相談員の配置などの取組が行われており、平成 29 年 1 月の育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法等の改正を踏まえて、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止及び性的指向又は性自認に関する偏見に基づくセクシュアル・ハラスメントの防止についても、取組が行われているところである。

アンケート調査の結果を踏まえ、引き続き、職員一人一人のハラスメント防止に関する意識をより高めるなど、ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を進める必要がある。

(h) 高齢層職員の活用

公務員の高齢期雇用については、関係政府機関による「公務員の定年の引上げに関する検討会」で論点が整理され、本年 2 月、人事院に対して政府の論点整理を踏まえた国家公務員の定年の引上げについて検討要請が行われた。

人事院ではこれを受け、「質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。定年を段階的に 65 歳まで引き上げる」こと、「民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60 歳超の職員の年間給与を 60 歳前の 70%水準に設定」すること、「能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持」すること、「短時間勤務制の導入により、60 歳超の職員の多様な働き方を実現」すること、を主な内容とする「定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を本年 8 月に行ったところである。

本県では、平成 26 年度から新たな再任用制度を開始しており、本年 4 月 1 日現在の再任用職員数は 312 人（行政職 104 人）で平成 25 年 4 月 1 日現在と比較して 267 人（行政職 98 人）増加している。

本県においても、高齢層職員の能力や経験を本格的に活用する必要性については、国と同様の状況にあることから、今後の政府・国会等の動きを十分に注視しつつ、職員の定年の引上げについて遅滞なく適切に対応できるよう検討を進める必要がある。

(i) 臨時・非常勤職員制度の改正

平成 29 年 5 月に地方公務員法及び地方自治法が改正され、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図ることとされた。

任命権者においては、法改正の趣旨等を十分に踏まえ、引き続き、臨時・非常勤職員の任用根拠の明確化・適正化（職の整理）や服務、勤務時間、給与その他の会計年度任用職員制度の整備等について検討を進め、平成 32 年 4 月 1 日の改正法施行時に改正後の臨時・非常勤職員制度へ適切かつ円滑に移行できるよう着実に準備を行う必要がある。

(ウ) 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

現在、厳しい県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請する。

イ 勧 告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和 26 年島根県条例第 1 号）、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 6 号）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 7 号）の改正

a 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

b 諸手当

(a) 初任給調整手当について

- i 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を 414,800 円とすること。
- ii 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を 50,800 円とすること。

(b) 宿日直手当について

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 4,400 円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は 7,400 円、人事委員会規則又は県教育委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする教育職員の宿日直勤務は 8,300 円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ 6,600 円、11,100 円、12,450 円）とすること。

(c) 期末手当及び勤勉手当について

i 平成 30 年 12 月期の支給割合

勤勉手当の支給割合を 0.875 月分（特定管理職にあっては、1.075 月分）とすること。

ii 平成 31 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.2 月分ずつ（特定管理職にあっては、それぞれ 1.0 月分ずつ）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.85 月分ずつ（特定管理職にあっては、それぞれ 1.05 月分ずつ）とすること。

再任用職員については、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.625 月分ずつ（特定管理職にあっては、0.525 月分ずつ）とすること。

(イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 15 年島根県条例第 7 号）の改正

a 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

- b 期末手当について
 - (a) 平成 30 年 12 月期の支給割合
期末手当の支給割合を 1.6 月分とすること。
 - (b) 平成 31 年 6 月期以降の支給割合
6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.55 月分とすること。

- (ウ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年島根県条例第 8 号）の改正
 - a 給料表
現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。
 - b 特定任期付職員の期末手当について
 - (a) 平成 30 年 12 月期の支給割合
期末手当の支給割合を 1.6 月分とすること。
 - (b) 平成 31 年 6 月期以降の支給割合
6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.55 月分とすること。

- (エ) 改定の実施時期
この改定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、(ア)の b の(c)の i、(イ)の b の(a)及び(ウ)の b の(a)については平成 30 年 12 月 1 日から、(ア)の b の(c)の ii、(イ)の b の(b)及び(ウ)の b の(b)については平成 31 年 4 月 1 日から実施すること。

(別記第 1 から第 3 まで省略)